

網走市開業医開設助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に診療所を新たに開設する者に対し、その費用の一部を助成することにより、地域における医療体制の構築を推進するとともに、市民の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診療所 医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所（医業を行う場所に限る。）をいう。
- (2) 医師 医師法（昭和23年法律第201号）に定める医師をいう。
- (3) 医療法人 医療法第39条第1項の規定による法人をいう。
- (4) 開業医 診療所を開設する医師又は医療法人をいう。
- (5) 診療科名 医師法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2に規定する診療科名をいう。
- (6) 土地及び建物等 診療所の設置の用に供するための土地、建物及び医療機器等（診療のために必要な機械、備品及び器具等をいう。）をいう。
- (7) 取得価格 前号に規定する土地及び建物等の取得に要する経費（土地及び建物等の売買契約書又は工事請負契約書に記載された額に限る。）をいう。

(助成対象者)

第3条 この要綱による助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する開業医とする。

- (1) 地域医療への関心が高く、積極的に医療活動を行い、地域医療の向上に寄与する者であること。
- (2) 市内において診療所を10年以上開業する見込みがある者であること。
- (3) 市長が認める診療科の診療を行う者であること。
- 2 前項第1号に規定する地域医療の向上に寄与するとは、次に掲げるものとする。
 - (1) 市及び診療所等の開設者が行う医師及び看護師の安定確保に協力し、地域医療体制の充実に努めること。
 - (2) 市民の健康診査、予防接種等に協力すること。
 - (3) 学校、幼稚園、保育園、老人福祉施設及び障がい者施設等の健康診断及び診療等に協力すること。
 - (4) 介護認定審査会委員又は障がい者認定審査会委員など各種委員として認定審査に協力すること。
 - (5) 日曜・祝日当番医の診療業務に協力すること。

(助成金の種類)

第4条 この要綱による助成金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 土地・建物等取得費助成金
- (2) 土地・建物等賃貸料助成金
- 2 前項の助成金の助成内容は、次の各号に掲げる助成金の種類に応じ、当該各号に定める費用（開設する診療所に係る費用に限る。）に対する助成とする。
 - (1) 土地・建物等取得費助成金 土地及び建物等の取得に要する費用
 - (2) 賃貸料助成金 土地及び建物等の賃借に要する費用

(取得費助成金)

第5条 土地・建物等取得費助成金の額は、新たに開設する診療所に係る土地及び建物等の取得価格の100分の50に相当する額とする。

(賃貸料助成金)

第6条 賃貸料助成金の額は、新たに開設する診療所に係る土地及び建物等の年額賃貸料の100分の50に相当する額とする。

- 2 賃借料助成金の土地・建物の助成期間は、当該賃借による診療所等の開設の翌月から起算して10年間とする。
- 3 賃借料助成金の医療機器等の助成期間は、当該賃借による診療所等の開設の翌月から起算して5年間とする。

(助成金総額の限度)

第7条 第5条から前条までの規定にかかわらず、助成金の総額は、5,000万円を限度とする。

(助成対象選択の取扱)

第8条 土地、建物又は医療機器等について、取得費助成金又は賃借料助成金を選択し、交付申請することができる。

2 土地、建物又は医療機器等について、取得費と賃貸料が発生している場合は、取得費助成金と賃貸料助成金を、それぞれ交付申請することができる。

3 第1項、第2項の場合において、市長は、当該選択に係る取得費助成金又は賃借料助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請等)

第9条 取得費助成金、賃貸料助成金（以下「助成金」）の交付を受けようとする助成対象者は、次条で定める交付申請書に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の交付申請書を受取したときは、その内容を審査し、助成金を交付すべきものと認めたときは、助成金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の決定に当たり、助成の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(助成金の交付申請様式等)

第10条 前条に規定する交付申請書は、土地及び建物等取得費助成金等交付申請書は（別記様式第1号）とする。なお、必要な書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 土地及び建物等取得費助成金又は土地建物等賃借料助成金

ア 医師免許証の写し

イ 事業計画書

ウ 経費明細書

エ 助成金額計算書

オ 収支予算書

カ 医療法人にあっては、法人の定款及び登記事項証明書（履歴事項証明書に限る。）

キ その他市長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第11条 市長は第9条第2項の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、土地及び建物等取得費等助成金交付決定（却下）通知書（別記様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第12条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、助成金の決定の内容に関し、申請内容を変更しようとするときは、土地及び建物等取得費等助成金変更承認申請書（別記様式第3号）に必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受取したときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定したときは、土地及び建物等取得費等助成金変更承認決定（却下）通知書（別紙様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(記載事項の変更の届出)

第13条 申請者は、交付申請書又は添付書類の記載事項に変更があったときは、前条第1項に該当する場合を除き、速やかに記載事項変更届出書（別記様式第5号）により市長に届けなければならない。

(実績報告)

第14条 助成金の交付の決定を受けた申請者は、助成事業完了後、速やかに土地及び建物等取得費等助成事業実績報告書（別記様式第6号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 土地及び建物等取得費助成金

ア 診療所の開設許可書の写し

イ 事業実績書

ウ 経費明細書

エ 経費の支出が確認できる書類

オ 土地及び建物の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は土地及び建物等を取得したことを証する契約書

カ その他市長が必要と認める書類

(2) 土地及び建物等賃借料助成金

ア 前号アからエに規定する書類

イ 土地及び建物等を賃借したことを証する契約書

ウ その他市長が必要と認める書類

(助成金確定額の通知)

第15条 市長は、前条の実績報告書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、適当であると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、土地及び建物等取得費等助成金確定通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条による助成金の額の確定後、助成金を交付するものとする。

2 第6条の規定による助成金は、土地及び建物等の賃借料の支払い後、1年ごとに交付するものとする

(申請の取下げ)

第17条 申請者は、助成金の交付の申請を取り下げるときは、土地及び建物等所得費等助成金交付申請取下げ届出書(別記様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(助成金の決定の取消し等)

第18条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の交付の決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(1) 助成の交付の決定を受けた後、正当な理由がなく開設予定日から6か月以上診療所の業務を開始しないとき。

(2) 正当な理由がなく、1年以上診療所等を休止し、又は10年以内に廃止したとき。

(3) 医師の免許の取消し等により診療所等の業務を継続することができなくなったとき。

(4) 偽りその他不正な手段により第9条第2項の規定による助成金の交付の決定を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 第9条第3項の規定により付された条件に違反したとき。

(6) 助成金を他の用途に使用したとき。

(助成金の決定の取消し等通知)

第19条 市長は、前条の規定により助成金交付の決定を取消し、又は助成金の全部若しくは一部の返還を命ずるときは、土地及び建物等取得費等助成金取消等決定通知書(別記様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第20条 市長は、前条の規定により申請者に通知したときは、土地及び建物等取得費等助成金返還請求書(別記様式第10号)により、申請者に対しその期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(審査委員会の設置)

第21条 市長は、助成の決定等について必要な意見を徴するため、網走市開業医誘致助成審査委員会(以下「審査委員会」という。)を置く。

2 審査委員会は、委員6名以内をもって組織し、次にあげる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者 2人以内

(2) 医師会等の代表者 2人以内

(3) 各種団体の代表者 2人以内

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 審査委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

5 委員長は、審査委員会を代表するとともに、会務を総理し、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

6 審査委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

7 会議は、委員の半数以上の出席で成立し、その議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(助成金の交付等)

第22条 その他、助成金の交付、決定等に関しては、網走市補助金等交付規則(昭和45年規則第11号)の規定するところによる。

(委任)

第23条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則
この要綱は、令和8年4月1日から施行する。